

令和5年第13回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和5年12月22日（金）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名（森田委員、黒松委員）
- 3 教育長あいさつ
- 4 各課報告
- 5 議 事
- 6 報告事項
- 7 協議事項
  - ・令和6年度における各課の取り組み方針(案)について
- 8 その他
  - ・生徒指導報告について
- 9 閉 会

次回定例会：令和6年1月 日（ ） 13時30分～

**中学生議会・女性模擬議会で様々な提言がなされたが、町の施策としてどのように取り組むのか** (小椋憲浩議員)

町内の両中学校から議員として18名、傍聴席にも6名の生徒が参加しました。高校の魅力化について、グループで話し合いを行い、質問内容をまとめたと聞いています。質問を行うには、しっかり準備をする必要がありますから、進学という近い将来について、調べたり、考えたりする良い機会となったと思っています。

また、当日はこの議場を会場に行われ、演台で堂々と質問、発表する姿が見られました。こうした経験は、政治や行政に興味を持ち、参画するきっかけの一つにもなったと思います。

女性模擬議会は、3回目の開催でしたが、今回は、国際理解教育と学校給食に関する質問をいただきました。

国際理解教育については、次年度に向けて、中学生の交流事業を検討していること、学校給食の有機栽培野菜等の取り扱いについては、学校給食会の提供ルートに乗るようなことがあれば検討したい旨をお伝えしました。

特に、今回は高校生が女性議員として参加したり、チラシ作成にも琴浦町の女子高生が参画したりと、広がりを感じるものとなりました。

施策としてどのように取り組むのか、というご質問ですが、このような議会のみならず、さまざまな会議等でも、様々な視点での意見や提案を参考にしていきたいと思っています。

**学校給食の無償化について** (川本善孝議員)

給食費の無償化についてのご質問をいただきました。

まず、教育費についてご説明します。決算額は事業の内容により、年度によって大きく増減することを、まず、ご理解いただきたいと思っています。近年においては、町内の小中学校の普通教室にエアコンを導入、GIGAスクール構想に伴うICT環境整備などが、多額の変動の要因となっています。

学校給食法によって、給食に係る経費の負担区分が規定されています。つまり、給食費の無償化については、国がその責任において実施すべきものと考えます。琴浦町議会においても、令和5年3月、「学校給食の無償化を国に求める意見書」を全会一致で採択し、国に提出していただいたところです。

琴浦町では、保護者の負担軽減について、以前から取り組んでいます。

全保護者に対して、負担額の一部補助を行っていますし、物価高騰による食材費増加に対しても、増額補正により全保護者の負担増を回避したところです。また、お子さんが特別支援学級に在籍している場合には半額補助、支援を必要とする世帯については、就学助成制度により全額補助を行っております。

保護者への負担軽減を引き続き行いながら、あらゆる機会を通じて、国に要望していきたいと思っています。

**不登校の現状とその対策について** (手嶋正巳議員)

不登校児童生徒の現状ですが、全国、県内においても増加傾向にあります。10月末の不登校出現率は、琴浦町は中部地区をやや下回る状況ですが、増加傾向という面では同様です。

小学校では、中部地区で1.43% 琴浦町で1.22% 中学校では、中部地区で5.56% 琴浦町で5.44% となっています。半数以上は昨年度からの継続者ですが、新規の不登校児童生徒がいることも事実です。

次に、対策ですが、学校の教育活動の充実と、支援体制の充実の両輪で進めていくことが重要であると考えています。まず、「教育活動の充実」について、児童生徒が仲間同士で話し合ったり協力したり、人と人とのつながりを大切にしながらか活躍できる場面、自己表現できる場面、認められる場面を意識しながら、自己肯定感・自己有用感が感じられる教育活動を積み重ねていくことが重要です。学校が楽しいと思える「温かい学級づくり」、「分かる授業の実施」「学級活動、生徒会活動、学教行事といった特別活動の充実」など、教職員は、日々より良い教育活動にするために、知恵を出し合い、話し合い、協力しながら丁寧な準備を行い、児童生徒を中心に据えた教育活動に汗を流しています。

次に、「支援体制の充実」です。不登校の要因・背景はそれぞれ違います。管理職、担任、教育相談担当、養護教諭、SCなどの校内教職員のみならず、教育委員会配置のSSWも頻繁に学校と連携して、早期対応、個別支援のために、定期的、また必要に応じて対応会議や、当該児童生徒や保護者を交えた支援会議を開催しながら、PDCAサイクルで支援・対応を続けています。

不登校が続いている児童生徒には、継続的な個別支援が必要です。まず、当該児童生徒の「居場所づくり」が必要で

す。校内であれば、当該児童生徒と保護者と話し合いを行いながら、相談室、空き教室などで安心して過ごせる場所をつくり、少しずつ友だちとの交流機会や、個別学習を増やししながら、エネルギーや自信を高める、そのような支援を広げていくことを意識しながら取り組んでいます。校外でも、当該児童生徒、保護者が希望すれば、フリースクールや中部こども支援センター、教育支援センター（ハートフル）の自宅学習支援事業などでの学習・活動を通して、自立につながる支援を学校と連携して進めています。

加えて、役場関係課、児童相談所、医療機関等の外部機関と連携をとりながら、多面的に専門家の視点も交えながら見立ても行い、支援を行っているところです。

#### **小中学生の農業体験の実施状況等と来年度以降の農業体験等の計画について**（川本正一郎議員）

小中学生の農業体験の実施状況と考察についてご質問をいただきました。

今年度実施した主な事業として、町内の小学校3年生、または4年生が20世紀梨の栽培体験として、袋かけ、収穫等の作業を行いました。両中学校では、2年生が職場体験学習を実施しており、農業関係では、酪農家で牛の世話をしたり、芝の出荷作業をしたり、野菜の収穫作業を体験させていただきました。東伯中学校では、町内の団体の協力で、蕎麦の栽培から収穫、蕎麦打ちなどを体験しました。

また、各校で工夫しながら学校農園も活用しています。例えば、浦安小学校では、地域住民（農業委員さん）をゲストティーチャーに招き、2年生は夏野菜栽培、3年生は大豆栽培、きなこづくり体験などの指導を受けています。赤碕中学校では、特別支援学級の生徒や部活動の総合文化部で学校農園を活用した栽培体験を実施しています。

来年度以降について、全校がコミュニティ・スクールとなった今、さらに地域の方々と学校が一緒になって、ふるさと琴浦町を誇りに思う子どもたちを育てるために、地域の特色を生かした多様な取り組みや体験学習が、熟議・検討され、実施されることが期待されるところです。

#### **子どもの休み方改革「ラーケーション」の導入について**（桑本 始議員）

子どもの休み方改革「ラーケーション」の導入について、ご質問をいただきました。

大変興味深い取り組みだと思い、調べました。

愛知県全体で進めている「休み方改革プロジェクト」の一環として、今年9月から、県内小中学校、高校で順次取り組みが始まっています。「ラーケーションの日」は、学校外での体験や学びの活動を平日に年3日以内、その日は欠席扱いにならず、子どもと保護者が計画し、実施するものです。

効果としては、土日が仕事などで、子どもと休みが合わない家庭も平日に家族と一緒に過ごせる。有給休暇取得の促進や観光の分散化など社会的な効果も期待される取り組みです。

しかし、課題もありました。経済的に恵まれ、旅行や自然体験に熱心な家庭を後押しする取り組みであり、家庭環境により差が生まれる。休んだ分の学習は、家庭での自習で補う。学校行事等で児童生徒がそろわないことが生じる。名古屋市では、「休みが取れる家庭と取れない家庭で、学級内で明暗の差が生まれ、公平性を欠く」という理由で、今年度の導入を見送っています。

ご存じのことと思いますが、鳥取県でも、体験的な学習活動のための休業日として、「体験的学習活動等休業日」の制度があります。琴浦町は令和3年度より、その他では、鳥取市、南部町、また、県立学校も導入しています。

これは4月末から5月始めにかけてのGWの狭間の平日や、9月の「敬老の日」や「秋分の日」と土日との狭間の平日に、町内一斉に休業日にするにより、大型連休をつくることで、子どもと保護者等が体験的な活動を行ったり、体験学習的なイベントなどに参加したりする機会を生み出し、子どもたちの心身の健全発達を促進する環境を醸成するものです。また、保護者の休暇取得を促進することもねらいとしています。

しかし、本町においても、この休業日を活用していない家庭が少なくない状況もあり、休業日の趣旨、制度を保護者、地域などにさらに浸透させていくことで、保護者が休暇を取得し、子どもと体験的な活動・学習をしようという機運を高めていかなくてはならないと思っています。

まずは、体験的学習活動等休業日の周知に努め、活用を促進していきたいと思っています。

#### **サッカー場人工芝整備に関する住民への情報提供について**（田中 肇議員）

サッカー場の人工芝整備に関する住民への情報提供についてのご質問ですが、まず、先月、主にサッカー場を利用している団体に対して説明会を行い、今後の整備にあたって、意見や要望をいただいています。サッカー場の人工芝整備については現在、設計中であり、その概要や、工スケジュール等がまとまった時期に、ホームページや町報等でお知らせしていく予定です。併せて、工事のスケジュールによって、サッカー場が使用できない時期がありますので、行政放送やLINEなども活用し、随時、必要な情報をお知らせしていきます。

#### **多目的広場などの芝生化について**（田中 肇議員）

多目的広場等の芝生化についてですが、多目的広場、野球場等を含め、様々な施設の使用状況等を踏まえ検討していきたいと思います。

また、現在のサッカー場の天然芝の再利用についても、令和6年度中には活用案を検討し、町有施設において、再利用、リユースする方向で考えたいと思います。

#### **地区公民館の設備・機能のあり方についてのどのように考えているか**（川本善孝議員）

浦安地区公民館の設備について、議員ご指摘の通り調理室はありません。調理室については、移転前の利用者説明会において、新たに整備するのではなく、近隣のまなびタウンなどの施設を利用させていただくという説明でご理解をお願いしていますが、現在でも「そば打ち体験」の事業など、水場が近くにある大会議室を利用し工夫をしながら実施しているものもあります。

次に、地区公民館の設備・機能のあり方についてのご質問ですが、住民相互の学び合い・交流、居場所づくりなど、地域のコミュニティの拠点として、既存の施設等の有効利用を含め、各館の事業内容や実情に応じて、「必要な設備」を整えていきたいと思います。併せて、地域の拠点となるため、魅力ある「事業」や「しかけ」も工夫し、「機能」もより強化していきたいと思います。

# 令和5年12月教育委員会定例会報告

教育総務課

## 1. 令和5年度就学援助支給認定について（別紙1）

追加認定

入学前支給認定

## 2. 校区外・区域外就学の承認について（別紙2）

## 3. 全国中学校駅伝大会結果について

赤碕中学校（男子）出場

とき 12月17日（日）

ところ 滋賀県希望が丘文化公園



## 4. 外国人生徒の受入れについて

ハン サルマンさん（15歳）

パキスタンから転入、東伯中学校1年生に編入

## 就学援助の認定について

次のとおり、就学援助の認定について、琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年教育委員会訓令第1号)第7条の規定により決定しました。

### 申請者一覧

番号	学校名	学年	新規 継続	住所	認定の 根拠	需要額測定		
						収入額(A)	需要額(B)	A/B
1	八橋小学校	2	新規	琴浦町八橋	ク	—	—	—

(参考) 琴浦町就学援助支給に関する要綱

(対象者)

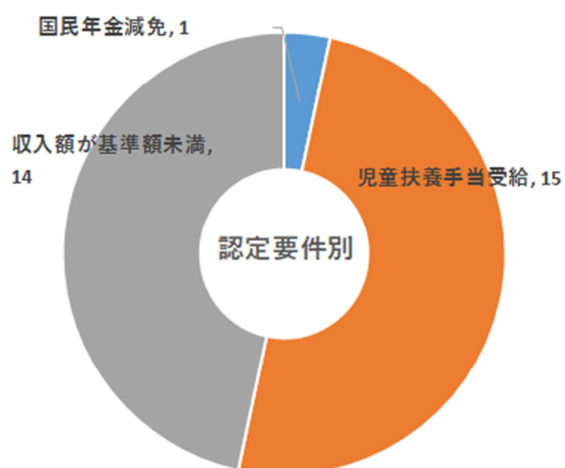
要保護者 (生活保護法第6条第2項)	
準要保護 (要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者)	
ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ 市町村民税の非課税
ウ 市町村民税の減免	エ 個人の事業税の減免
オ 固定資産税の減免	カ 国民年金の掛金の減免
キ 保険料の減免又は徴収の猶予	ク 児童扶養手当の支給
ケ 生活福祉資金貸付等による貸付	
コ その属する世帯の収入額が教育委員会が別に定める認定基準額に満たない者	
サ 当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動等により所得が著しく減った者で、支給の必要があると教育委員会が認めた者	

## 令和5年度就学援助新入学児童生徒学用品費等入学前支給の認定について

琴浦町就学援助支給に関する要綱（平成19年琴浦町教育委員会訓令第1号）の規定に基づき、つぎのとおり決定したので報告します。

### 【令和5年度：新入学児童生徒学用品費等入学前支給】

学校名	申請 件数	認定	不認定
浦安小学校	1	1	0
聖郷小学校	1	1	0
八橋小学校	6	6	0
赤碕小学校	3	3	0
船上小学校	2	2	0
東伯中学校	10	10	0
赤碕中学校	7	7	0
合計	30	30	0



## 校区外・区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

### 【校区外就学】

番号	学年	校区外就学校	指定校	校区外就学期間	住所	認定要件	備考
1	新小1	浦安小学校	八橋小学校	令和6年4月1日～ 令和12年3月31日	琴浦町徳万 (転入予定)	(5)	新規
2	小3	聖郷小学校	赤碕小学校	令和5年12月5日～ 令和6年3月31日	琴浦町赤碕	(1)	新規
3	小1	聖郷小学校	赤碕小学校	令和5年12月5日～ 令和6年3月31日	琴浦町赤碕	(1)	新規

### 【区域外就学】

番号	学年	区域外就学校	指定校	区域外就学期間	住所	認定要件	備考
1	小2	船上小学校	車尾小学校	令和5年11月29日～	鳥取県米子市	(1)	新規

### 〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

#### (認定要件) 第2条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合



1. 琴浦町部活動在り方検討会の開催について

日時：12月26日（火）18：30～

内容：国・県の部活動地域移行の方針、現状や課題の共有等

委員：別添名簿のとおり

2. 開発行為を行う際の埋蔵文化財の確認について（別添、町HP記事参照）

文化財保護法では、埋蔵文化財の存在が知られている土地において土木工事などの開発行為を行う場合、または新たに遺跡を発見した場合には、県などへの届け出が必要となります。

認知不足であるため、ホームページ、町報などで再度周知を行います。

3. 地域運営組織条例（案）について（別添、12/8議会全員協議会提出資料参照）

●「公民館を基軸とした」取り組みについて

- ・公民館は、社会教育を通じて人を育て、繋がり、地域づくりの基盤をつくる。
- ・地域の課題を地域の主体性をもって解決しようとする組織が地域運営組織であり、公民館活動を通じて組織が立ち上がった地区は、公民館も一緒に取り組んでいく。

●公民館長の役割

- ・社会教育、生涯学習に関する情報共有や研修等の実施、他地区との情報交換に参加し、社会教育の推進について認識の確認を行う。
- ・研修や情報交換の内容を地区ごとの公民館事業に活かす（協議会組織がある地区は、得た情報を協議会活動に活かす）
- ・地域活動の拠点としていくための施設の管理や使用許可等の業務、など

●今後の予定

- ・12/25に議会勉強会を実施。
- ・地域運営組織条例については今後、パブリックコメントを行った上で、3月議会上程を目指す。あわせて、公民館条例の一部改正も行う。

4. まなタン教養講座「かんたん和菓子作り&茶道体験」について（チラシ参照）

日時：令和6年1月21日（日）13：30～15：30

会場：まなびタウンとうはく 調理室、茶室

協力：琴浦町食生活改善推進員連絡協議会

5. 元旦マラソン&ウオーキング大会の開催（チラシ参照）

別紙のとおり、2会場（分庁舎玄関前、総合体育館）で実施されます。

日時：令和6年1月1日 9：30スタート

琴浦町部活動在り方検討会 委員名簿

(任期：令和7年度末)

	分野	組織・団体等	備考・役職等	氏名
1	学識経験者	学識経験者		
2	学校代表	校長会	浦安小学校長	齋尾 二美世
3	〃	校長会	東伯中学校長	眞山 隆博
4	保護者代表	小学校 PTA	八橋小学校 PTA 会長	山根 純一
5	〃	中学校 PTA	赤碓中学校 PTA 会長	池山 涉
6	部活動	中学校部活動担当 教員	赤碓中学校 部活動担当	山口 源太
7	部活動	部活動指導員・外部 指導員	東伯中バドミ ントン部	竹中 勝利
8	地域スポーツ団体	町スポーツ少年団	指導者協議会 長	野田 悦子
9	〃	町スポーツ協会	会長	田子 義則
10	〃	町スポーツ推進委 員	会長	丸山 保

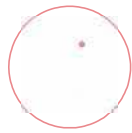
琴浦町教育委員会事務局		教育長	河原 裕司
	教育総務課	課長	桑本 真由美
		参事兼指導主事	岸田 和久
	社会教育課	課長	山根 利恵
		課長補佐兼社会体育 係長	柏木 貞昭
		生涯学習係 主任	谷田 明日香



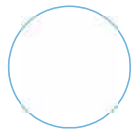
暮らし



子育て・学び



健康・福祉



観光・文化



行政情報



移住ナビ



惑星コトウラ



各種申請書

- TOP > 組織 > 社会教育課
- TOP > 分野 > 文化財
- TOP > 属性 > 許可・認可・届出・申請
- TOP > 地域 > 東伯, 赤碕

シェアす: いいね! 0 ポスト

## 土地を開発する際は埋蔵文化財の確認をお願いします！

2023年12月12日

### 埋蔵文化財とは…

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことで、一般には遺跡と呼ばれます。  
 文化財保護法では、埋蔵文化財の存在が知られている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼びます。  
 この周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発行為を行う場合には、都道府県、政令指定都等に届出が必要です。  
 また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外でも、新たに遺跡を発見した場合には、届出をしていただく必要があります。



### 周知の埋蔵文化財包蔵地の確認の方法

土木工事などの開発行為を行う方、または開発行為を請け負った業者の方は、事前に教育委員会事務局社会教育課に周知の埋蔵文化財包蔵地の確認をお願いします。  
 なお、埋蔵文化財は新規に発見される場合や、発掘調査の実施後に滅失している場合がありますので、以前に確認した土地においてもご注意ください。

### 埋蔵文化財にかかる手続き（民間用）

種別	文化財保護法	手続き
土木工事等の発掘	文化財保護法93条第1項	埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出 発掘をする60日前
遺跡の発見	文化財保護法96条第1項	遺跡の発見に関する届出 現状を変更せず、遅滞なく

### フロー図（文化財保護法93条届出）

フロー図（文化財保護法93条届出）



琴浦町教育委員会事務局社会教育課 ☎ 5 2 - 1 1 6 1

### 関連ワード

お知らせ 遺跡 埋蔵文化財

### お問い合わせ

## ① 条例整備

- **地域運営組織条例** 地域運営組織を条例上で位置づけ組織が公民館事業を担う根拠とする。（条例概要は別紙のとおり）
- **公民館条例(修正)**
  - 第1条 第2項を新設し事業内容を明記。従来の公民館活動に地域づくり活動の拠点を加える。  
（町長部局から教育委員会部局への事務委任及び集落支援員特別交付税措置の根拠）
  - 第6条 「公民館運営協議会の設置必須」の規定を修正する。  
地域運営組織認定地区で公民館運営協議会を設置せず、組織と町協働の運営を可能とする。

## ② 職員配置

- **企画政策課** → 組織認定事務、交付金事務を行う地域づくり担当  
（現在古布庄、安田、成美、以西の各地区に配置している地区担当は配置しない）
- **社会教育課** → 地区ごとの公民館担当を配置
- **地区公民館** → 館長1名、主事兼支援員2名

## ③ 主管課の整理

主管課	業務内容
社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館事業（行政直接予算） → 従来の公民館事業（軽トラ市等フリマ的なもの含む）</li> <li>地区公民館職員雇用・管理 → 公民館長、主事兼支援員</li> <li>地区公民館施設の管理 → 地区公民館、旧古布庄保</li> <li>施設改修 → 旧安田小（R6）、旧以西小（R7）</li> </ul>
企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域運営組織条例関係 → 組織認定</li> <li>地域振興事業（交付金） → 任意団体（実行委員会等）で推進 ※団体で許可等必要な業務、スタッフ報償費の発生する業務（レストラン、共助交通、子ども食堂等）</li> <li>地域コミュニティ的施設の管理 → 旧安田保</li> </ul>
各担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他個別課題 → 区長会、自治振興費、人権・同和教育推進協議会、まちの保健室、地域包括ケア等</li> </ul>

## ④ 条例策定スケジュール

11月20日	公民館長・主事説明	12月下旬～	条例案パブリックコメント
11月24日	議会全員協議会	1月	パブコメ結果報告
12月	12月議会 条例案協議	3月	議会上程

# 「琴浦町地域運営組織条例（案）」の制定

※行政と協働して地域づくりを推進する地域運営組織を条例に位置づけることで、人的・財政的支援を担保し、持続可能な地域運営を行う

## ●条例の内容

### ■組織の役割

- ・町と協働して地域づくりを推進する組織であること。
- ・地域の活性化及び地域の課題の解決に自主的かつ主体的に取り組むこと。
- ・地域運営組織相互に情報交換及び連絡調整を図ること。

### ■要件

- ・区域の全ての自治会が参加し、区長が運営に参画する組織であること。
- ・当該区域の住民の全てが加入できること。
- ・目的、名称、区域、所在地、会員資格、意思決定機関等を明記した規約に従い運営すること。
- ・役員や代表者を民主的に選出、民主的で透明性のある組織であること。
- ・地域づくりの目標となる「地域ビジョン（仮称）」を策定し、それに基づき活動すること。

### ■認定

- ・町は要件に該当する組織を地域運営組織として認定する（1地区に1団体）。

### ■事業

- ・社会教育法第22条に規定する事業、住民自治・住民主体の地域づくり活動推進、地域福祉、地域防災、人権啓発、その他
- ・活動の制限（宗教、政治、特定の公職候補者・政党）

### ■町の支援

- ・地域運営組織に対し人的・財政的に必要な支援を行い、組織の自主性自立性を尊重

## ●その他

- ・地域運営組織の活動拠点は地区公民館とする。
- ・地域運営組織への指定管理は、行わない。
- ・施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を旨とする。

# まなびタウン教養講座



申込〆切  
1月12日(金)

## かんたん 和菓子作り & 茶道体験

日時 令和6年1月21日(日)  
13:30～15:30(受付13:00～)

会場 まなびタウンとうはく3階  
調理実習室、茶室

対象 琴浦町にお住まいの方  
※小学生以下のお子様は、保護者の  
付き添いが必要です

持ち物 参加費 300円  
エプロン、三角巾、マスク

和菓子(豆腐入り団子、いちご大福)を  
作ったあと、抹茶と一緒にいただきます  
指導…(和菓子) 食生活改善推進員の皆さん  
(茶道) 前畑 憲恵 さん

協力：琴浦町食生活改善推進員連絡協議会



申込・お問合せ先 琴浦町教育委員会 社会教育課

電話：(0858)52-1161

電話もしくはバーコードから  
お申し込みください

※食物アレルギー等がある方は、申込の時に伝えてください





# 琴浦町 元旦マラソン&ウォーキング大会

《期日》令和6年1月1日(日)

一年の計は 元旦にあり

お楽しみ抽選会開催します

自分の体調に合わせ、家族・友達・皆さん誘ってご参加下さい(少雨決行)

## 赤碕会場

集合場所 役場分庁舎玄関前

受付 午前 9:00~9:15

開会式 午前 9:15

スタート 午前 9:30~(ウォーキングから)

《種目》ウォーキング 3.5km マラソン 5km

大好評! 初詣をかねて、神社をひと回り

《コース》役場分庁舎 ⇒ 天乃神奈斐神社 ⇒ 神崎神社 ⇒ 亀崎神社

ウォーク折返し ↗ マラソン折返し ↗

## 東伯会場

集合場所 総合体育館玄関前

受付 午前 9:00~9:15

開会式 午前 9:15

スタート 午前 9:30~(マラソン5kmから)

《種目》ウォーキング 総体 ⇒ 大元神社

⇒ 丸尾JRガード横 ⇒ 総体 (2.2km)

マラソン 1km・3km・5km

★申込 当日会場にて受付けます ★参加料 無料

【主催】琴浦町スポーツ協会

【協力】町スポーツ推進委員

【問い合わせ先】琴浦町総合体育館 電話 52-2047 FAX 52-2037

当日、天候急変等により現地の判断で中止とする場合があります(放送はありません)

## 令和5年12月教育委員会報告事項

令和5年12月22日  
人権・同和教育課

### 1 人権施策基本方針の改訂について

人権が尊重されるまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくための指針となる、琴浦町人権施策基本方針について、このたび実施計画の追加と全体の改訂を行いました。

#### (1) 改訂までの過程

- ① 町人権尊重の社会づくり審議会 (6回)
- ② 庁内チーム会議 (3回)
- ③ 有識者(大東文化大学 一盛教授)の助言・指導 (2回)
- ④ パブリックコメントの実施
  - ・ 募集期間：11月7日～11月27日
  - ・ 意見提出状況：6人(34件)
  - ・ 意見についての対応状況：  
反映する(14件)、既に盛り込み済み(4件)、今後の課題として検討(3件)、その他意見等(13件)

#### (2) 概要 別添概要版のとおり



### 基本方針改訂の趣旨

町では「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」に基づき、令和3年度に町の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針を示した「琴浦町人権施策基本方針」を策定しました。

このたび、基本方針を具体化し、取り組むべき人権施策関連事業を推進するために、それぞれの人権課題に対する具体的な事業等について、基本方針の第4章に「具体的な取り組み（実施計画）」として追加しました。併せて第1章～第3章の内容についても、新たに顕在化した人権課題や法律等の整備状況を踏まえ見直しを行いました。

### 第1章 基本的な考え方

#### ●人権施策基本方針の位置づけ

「琴浦町人権施策基本方針」は、本町の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針を示すものです。

#### ●人権尊重の基本理念

**基本理念:『一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり』**

学校、家庭、地域、企業・職場などさまざまな場面を通じて教育及び啓発の推進を図るとともに、各人権課題について、相談・支援の充実、社会参画の推進、雇用・就労の促進、社会福祉の増進等、さまざまな施策を通して、「誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現」「自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現」「誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現」に向けて取り組みます。

#### ●計画期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間とし、その後は原則として5年毎に計画の見直しを行います。

#### ●推進体制

「町人権尊重の社会づくり審議会」において、毎年事業の実施状況や進捗状況等について、点検・評価を行い、その結果を以後の施策に反映させていくPDCAサイクルを推進します。

### 第2章 人権施策の推進方針

#### 1 協働による人権尊重のまちづくり

- ・町の責務、町民の役割、事業者の役割

#### 2 人権・同和教育、啓発の推進

- ・就学前、学校、地域、家庭、企業等における人権・同和教育、啓発の推進

#### 3 推進体制の確立・調査の実施

- ・人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上
- ・国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実
- ・意識調査等の実施及び活用

#### 4 相談支援の充実

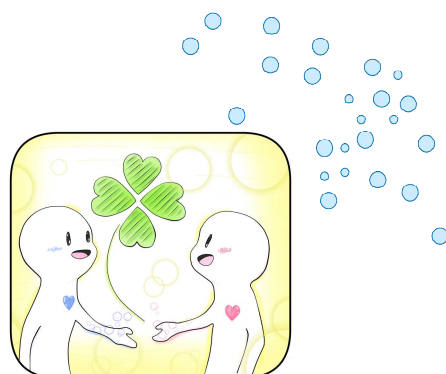
- ・国、県と連携した相談支援体制の充実
- ・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備

#### 5 差別事象への対応

- ・「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づく速やかな対応

#### 6 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

- ・教育・啓発の推進
- ・ユニバーサルデザインの推進



## 第3章 分野別施策の方針

国が掲げる17項目の人権課題を基本に、それぞれの人権課題の現状と課題、施策の基本的方向について明記しました。

### 1 男女共同参画に関する人権

- (1) 男女共同参画への理解促進
- (2) 誰もが活躍できる環境づくりの推進
- (3) 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進

### 2 子どもの人権

- (1) 子どもの健全育成の推進
- (2) 発達支援・特別支援教育の充実
- (3) いじめ、不登校等に対する施策
- (4) 児童虐待防止への取り組み
- (5) 子どもの貧困対策
- (6) 子どもの権利・意見の尊重

### 3 高齢者の人権

- (1) 社会参加、自立、生きがいづくり
- (2) 福祉・介護サービスの充実
- (3) 権利擁護体制の充実
- (4) 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

### 4 障がいのある人の人権

- (1) 障がいのある人への理解
- (2) 地域生活への支援の充実
- (3) 雇用・就労の支援と社会参加の推進
- (4) 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

### 5 部落問題

- (1) 部落問題の正しい理解
- (2) 発達段階に応じた教育・啓発の推進
- (3) 文化センター事業の取り組み
- (4) 差別の解消に向けた取り組み

### 6 アイヌ民族の人権

アイヌの人々に対する理解

### 7 外国にルーツがある人の人権

- (1) 国際理解・交流の推進
- (2) 生活情報提供・相談支援体制の充実
- (3) 社会参画の推進

### 8 病気にかかわる人の人権

- (1) 病気に対する正しい知識の普及啓発
- (2) 病気にかかわる人の人権を守る取り組み
- (3) 認知症関連施策の充実

### 9 刑を終えて出所した人の人権

更生・社会復帰に向けた取り組み

### 10 犯罪被害者等の人権

- (1) 犯罪被害者等への理解の推進
- (2) 犯罪被害者等に対する支援の推進

### 11 インターネットにおける人権

- (1) ネットにおける人権の教育・啓発
- (2) 被害者等への相談支援の推進

### 12 北朝鮮当局による拉致問題等

国・県と連携した広報・啓発の推進

### 13 生活困窮者の人権

- (1) 自立に向けた支援の推進
- (2) 生活困窮者の人権に関する教育・啓発

### 14 性的マイノリティの人権

- (1) 性的マイノリティに関する教育・啓発
- (2) 「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供
- (3) 相談支援体制の充実

### 15 災害等に起因する人権

- (1) 要支援者及び被災者への支援体制等の強化
- (2) 適切な情報提供及び教育・啓発

### 16 個人情報の保護

個人情報保護の推進

### 17 その他の人権課題、新たな人権問題

新たな人権課題等に対する取り組みの推進

## 第4章 具体的な取り組み（実施計画）

各人権課題の施策の基本的方向を推進するための具体的な取り組みを記載しました。実施計画は、毎年取りまとめを行い、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会で各事業の実施状況や進捗状況について、点検・評価をおこない、その結果を以後の施策に反映させていきます。

琴浦町人権施策基本方針改訂（案）に関するパブリックコメント実施結果

(令和5年11月実施)

1 意見募集の期間 令和5年11月7日(火)～令和5年11月27日(月)

2 周知方法 町ホームページ、行政放送  
役場本庁舎・分庁舎・まなびタウンとうはく、東伯・赤碓文化センターに基本方針改訂案を設置

3 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	役場へ持参	計
—	—	2人(20件)	4人(14件)	6人(34件)

4 対応方針

①反映する (一部のみ反映も含む)	②すでに盛り込み 済み	③今後の課題とし て検討	④その他(意見等)
14件	4件	3件	13件

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
1	P1 第1章 基本的な考え方 1(2)「国内の取り組み」について	国内の人権確立の営みは、被差別部落当事者が決起した「全国水平社創立大会」が初めて創立大会の「宣言」により「人間は尊敬されるべきもの」という精神が、部落問題をはじめあらゆる被差別当事者の解放運動に共通理解されている。これらのことを正しく評価し、明記すべきと考えます。	約100年前に創立された、全国水平社は、部落問題をはじめとするあらゆる被差別当事者の解放運動の原点として、高く評価されるものと言えます。 但し、基本方針中の「国内の取り組み」については、国の取り組みを記載する内容にしておりますことをご了承ください。	④

- 1 -

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
2	P1 第1章 基本的な考え方 1(2)「国内の取り組み」について	同和対策事業の具体的な事業名について明記すべきです。 環境改善事業、圃場整備事業、小集落改善事業(就労保障、社会福祉)、同和教育(進路保障)など	P1(2)国内の取り組みの2段落目の文中の「さまざまな施策」を「生活環境の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実(進路保障)等を図るためのさまざまな施策」に変更しました。	①
3	P1 第1章 基本的な考え方 1(2)「国内の取り組み」について	インターネット上における差別書き込みで、具体的な差別事象や被差別当事者がどんな不安や身元調べ行為、差別行為に怯えているかなど明記すべきです。	30ページの5「部落問題」【現状と課題】18行目からと、P42の11「インターネットにおける人権」【現状と課題】の5行目に記載しました。	①
4	P5 第1章 基本的な考え方 「琴浦町人権施策基本方針体系図」について	第3章 分野別施策推進で、部落問題は5番目に記載されていますが、これまでの差別解消や人権尊重の取り組みでは、部落差別の解消をめざした同和対策事業特別措置法による実態的差別や心理的差別意識の解消が取り組まれてきたことから、国民や県民、町民の人権意識が向上し、障がいのある人の人権、高齢者の人権、子どもの人権、男女参画など様々な人権問題をも視野にした人権教育・啓発事業に発展し、人権尊重のまちづくりの礎を切り拓き、また部落問題は他の人権分野とは差別の本質が違うことから、第1番に記載すべきです。	ご意見のとおり、部落差別の解消をめざした取り組みが、さまざまな人権課題に対する人権意識の向上につながっている経過はあります。 どの人権課題についても、当事者の方々にとっては切実な問題であること、また、町人権尊重の社会づくり条例は、あらゆる人権課題に取り組み、全ての人の人権が尊重される社会づくりの実現をめざしてしています。記載の順番は人権課題の優劣や優先順位を示しているものではありません。国の記載順番に準じて記載しております。	④

- 2 -

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
5	P8 第2章 人権施策の推進 方針 2(2)「学校における人 権・同和教育、啓発の推 進」について	いじめにかかわる記載が不適切だと感じます。いじめはする側の問題で、いじめ解消にはすべての子どもに寄り添うことを基本として、家庭との信頼関係の構築に努め、一人ひとりを大切に、自尊感情や自己肯定感の向上を高めることと説明するべきだと思います。	8ページの(2)学校における人権・同和教育、啓発の推進中のいじめの文章について、ご意見のとおりいじめはする側の問題として捉えており、いじめを行う子どもへの手立てが大切という認識でおります。また、傍観者を含めすべての子どもたちに対しての取り組みも必要と考えております。	②
6	P9 第2章 人権施策の推進 方針 2(4)企業等における人 権・同和教育、啓発の推 進について	最近、企業はSDGsを強調して企業イメージを向上させているように感じますが、基本的な人権教育(部落問題学習)について希薄さがあると思います。若い世代への啓発には、企業に就労している職員に学習機会の提供が有効です。企業にとっても職員の人権意識が高まることは、チームワークが向上しコミュニケーションが生まれ、生産性の向上につながります。もっと、企業への啓発活動を行うことを明記すべきです。	企業への啓発については、10ページの【施策の基本的方向】や53ページの「企業等における人権・同和教育、啓発の推進」に記載しております。各事業の取り組みを充実させていきたいと考えております。	②
7	P10 第2章 人権施策の推進 方針 3(1)「人権の視点に 立った行政の推進」につ いて	P10 3 推進体制の確立・調査の実施について (1) 行政職員について触れていますが、町内の推進体制の充実を明記すべきだと思います。 例えば、琴浦町同和教育推進協議会による事業、中学校区・小学校区に地区同和教育推進協議会を設立し、各部落の同和教育推進員との連携を密にした推進体制を明記すべきです。	10ページの3(2)国、県、関係団体との連携及び推進体制の充実の中に「琴浦町人権・同和教育推進協議会」と連携した推進体制について文章を追加しました。	①

- 3 -

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
8	P10 第2章 人権施策の推進 方針 3(1)「人権の視点に 立った行政の推進」につ いて	10ページの3(1)「人権の視点に立った行政の推進」の中で、最後に「また、単に知識の習得にとどまらず、より効果的な人権研修を各職場において実施し、地域での実践(行動化)へつなげていきます。」を挿入してはどうか。	10ページの3(1)「人権の視点に立った行政の推進」の最後に文章を追加しました。	①
9	P11 第2章 人権施策の推進 方針 5「差別事象への対応」 について	近年では行政窓口と同和地区を問い合わせる電話があります。その対応で、町の人権教育・啓発事業の取り組みや、部落懇談会の開催による人権意識の向上を図るなど、「誰もが安心して住みやすい人権尊重のまちづくりをしている」ことを伝えることを加えて欲しい。	被差別部落の問い合わせについては、今年度「差別事象対応マニュアル」を改定したことにともない、全職員対象に研修を行いました。その中で、対応時に啓発を行うことの大切さについても研修しております。あわせて啓発を行うためには日ごろから一人ひとりが、さまざまな機会をとおして人権研修を重ね、自分自身の人権感覚を高めていくことが必要であることも押さえていきました。	④
10	P22 第3章 分野別施策の推 進 2「子どもの人権」につ いて	【施策の基本的方向】1「子どもの健全育成の推進」の中に、コミュニティ・スクールのことを入れてはどうか。	59ページの第4章「具体的な取り組み」の2「子どもの人権」、「子どもの健全育成」にコミュニティ・スクールの事業を追加しました。	①

- 4 -

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
11	P24～ 第3章 分野別施策の推 進 3「高齢者の人権」につ いて	高齢者の人権「現状と課題」の中で、下から7行目の(図1参照)。の次に「人生100年時代を見据えて」を挿入してはどうか。	「人生100年時代を見据えて」を挿入しました。	①
12	P30～ 第3章 分野別施策の推 進 5「部落問題」について	部落問題「現状と課題」の中で上から18行目の「被差別部落の地図や」の次に、「部落探訪等」のを挿入してはどうか。	30ページの5「部落問題」【現状と課題】の上から18行目の「被差別部落の地図や」の次に、「部落探訪等の」を挿入しました。	①
13	P30～ 第3章 分野別施策の推 進 5「部落問題」について	下段に意識調査結果が記載されていますが、もっとインターネットによりどうなことが起こっているか、被差別部落住民にとってどんな脅威になっているか、悩みや不安などを具体的に明記すべきだと思います。	30ページの5「部落問題」【現状と課題】の7段落目の内容を修正し、インターネット上での差別書き込みについて記載しました。意識調査は来年度(令和6年度)に実施する予定ですが、設問内容についても検討していきたいと思 います。	①
14	P30 第3章 分野別施策の推 進 5「部落問題」について	人権・同和教育部落懇談会の再開を明記すべきです。推進員の確保と指導者養成も含めて、これまでの職員などが生の声を傾聴することは自分事としてより具体的な研修機会にもなり、住民の参加も得られると思います。	53ページの第4章1「人権・同和教育啓発の推進」の「家庭地域における人権・同和教育、啓発の推進」に人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)の開催を記載しております。コロナ禍の間は、以前のような形で開催できておりませんでした。再開に向け推進体制を検討してい ます。	②

- 5 -

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
15	P33 第3章 分野別施策の推 進 5「部落問題」 3「文化センター事業の 充実」について	文化センター事業の充実を明記されていますが、どんな事業を求めていますか? 現職員体制と低い報酬待遇でできますか? 施設は社会福祉施設ですよ。学校や子ども園、他の人権分野に関わる本課をはじめ担当課の協力体制の充実を明記すべきではないでしょうか?	ご意見のとおり、文化センター職員については、職員の配置が令和2年度から1名ずつ減員になっており、少ない人数でさまざまな事業を実施している状況です。その中で充実という表現は不適切であったと思います。「充実」を「取り組み」に変更します。この項目の事業に関わらず、文化センター事業については、人権・同和教育課や福祉担当課、小中学校等と協力しながら事業に取り組んでおります。	①
16	P33 第3章 分野別施策の推 進 5「部落問題」 4「差別の解消に向けた 取り組み」について	差別的なチラシを頒布した人、団体への対応と8土業者への啓発と研修を明記すべきです。	町単独での対応は難しいため、県や法務局等と連携して行う必要があります。今後の課題として検討していきます。	③
17	P37 第3章 分野別施策の推 進 7「外国にルーツが ある人の人権」 3「社会参画の推進」につ いて	食文化交流会、日本語教室などの開設を明記すべきです。	食文化交流会はコロナ禍で中止していましたが、今年度から事業を再開しております。36ページの1「国際理解・交流の推進」の中に入れております。日本語教室については、町単独での開設ではなく、鳥取県国際交流財団の日本語クラスを紹介するなどの支援を行っていくことを36ページの2「生活情報提供・相談支援体制の充実」の中に記載しました。	①

- 6 -

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
18	P42 第3章 分野別施策の推進 11「インターネットにおける人権」について	インターネットにおける人権の【現状と課題】の上から5行目の「部落地名総鑑の出現や」の次に「部落探訪」を挿入してはどうか。	42ページ【現状と課題】の上から5行目の「部落地名総鑑の出現や」の次に「部落探訪」等を挿入しました。	①
19	P42 第3章 分野別施策の推進 11「インターネットにおける人権」について	インターネットにおける人権について特に配慮したいのが、個人のプライバシーの侵害です。社会の中で特に増加傾向なのが誹謗中傷で人の命を奪う事態になっています。SNSを利用する時の個人情報の問題にも留意してほしいです。	ご意見のとおり、インターネット上での人権侵害が深刻な状況になっております。インターネットを利用する際のルールやマナーに関する理解を深めていけるよう啓発を行っていきます。	④
20	P52 第4章 具体的な取り組み 1「人権・同和教育、啓発の推進」について	行政職員の研修、議員研修、各種委員研修(民生児童委員、人権擁護委員、行政相談員など)を明記すべきです。	53ページ「家庭・地域における人権・同和教育、啓発の推進」の中に町人権・同和教育推進協議会の各部会の研修について、54ページ「人権の視点に立った行政の推進及び資質の向上」に項目を追加しました。	①
21	P52 第4章 具体的な取り組み 1「人権・同和教育、啓発の推進」について	人権フェスティバルの充実を図るべきです。近年は午後開催になり、講演会だけになっています。被差別当事者の取り組みや行政の取り組み、各種団体の実践、地域・企業・宗教界等の活動報告の場を取り入れ、町全体で一丸となって取り組む事業と位置づけるべきです。	53ページ「家庭・地域における人権・同和教育、啓発の推進」の中に「町民のつどい(人権フェスティバル)の開催」の項目を追加しました。内容については、ご意見のとおり町全体で取り組める事業となるよう検討していきます。	①

- 7 -

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
22	P53 第4章 具体的な取り組み 2「推進体制の確立・調査の実施」について	「人権の視点に立った行政の推進」については、これは職員研修の内容です。P52 1に記載すべきです。	人権の視点に立った行政を推進するためには、職員の資質向上が欠かせません。その意味で研修を入れておりました。よりわかりやすくなるよう「人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上」と変更しました。	④
23	P53 第4章 具体的な取り組み 2「推進体制の確立・調査の実施」について	琴浦町同和教育推進協議会による事業の充実、中学校区・小学校区に地区同和教育推進協議会を設立、各部落の同和教育推進員との連携を密にした推進体制を明記すべきです。同和教育部落懇談会の開催による、町民一人ひとりの学習機会の提供に努めることを明記すべきです。 各被差別当事者団体をはじめ、関係機関等の連携と交流する場を設け、相互理解を深めることを図るべきだと思います。	コロナ禍で数年間の停滞がある中、最初に必要なのは、町人権・同和教育推進協議会の事業を充実させることだと考えます。その上で地域の推進体制については、地域の実情を踏まえ、協議を行いながらより良い形をつくっていきたいと思います。当事者団体や関係機関との連携についても同様に考えています。	④
24	P64 第4章 具体的な取り組み 5「部落問題」「部落問題の正しい理解」について	部落問題の正しい理解の中に教職員等の研修を明記してはどうか。	教職員等の研修については、52ページから53ページにかけて、「学校における人権・同和教育、啓発の推進」の中に、「職員研修の実施」や「町人権・同和教育推進協議会における学校・園部会の取り組み」などの事業を入れております。	②

- 8 -

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
25	P64 第4章 具体的な取り組み 5「部落問題」「差別の解消に向けた取り組み」について	インターネットの対応で、町内の被差別部落の動画や資料などが掲載されていますが、町長名でプロバイダーなどへ削除要請することは念頭にはありませんか。丹波篠山市では、行政の責務として動画削除の仮処分申し立てを行い、差別動画削除に成功しています。	差別動画については、町長名でプロバイダーなどへ削除要請を行う方向で準備を進めていきたいと思ひます。そのほかの日々書き込みされる差別書き込みについては、県と連携してインターネットモニタリングを行い、その中で削除要請を行っていきます。ネット上の書き込みは膨大である上、日々の業務の中で担当課の職員が行うため時間を決めての取り組みとなりますが、地道に取り組み、削除要請の件数等を報告できるようにしたいと思ひます。	①
26	その他 (人権・同和教育部落懇談会について)	人権・同和教育部落懇談会について、1年に1回の部落懇談会は対面にしていきましょう。そして。テーマは「部落問題」を基軸にして共通認識や共通理解に向けて取り組んでいただきたい。3町での取り組みはよいと思ひますが、今回のような「ぬるい」事柄ではなく熱を発してほしい。	人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)は、コロナ禍の間、以前のような形で開催できておりませんでした。再開に向け推進体制を検討しています。テーマについては、教材検討委員会で検討し、部落問題を含め、さまざまな人権をテーマに研修していきます。	④
27	その他 (人権・同和教育部落懇談会について)	部落懇談会は対面で、学びを地域の方々と共有できる場に戻ることを切に願ひします。	人権・同和教育部落懇談会(小地域懇談会)は、コロナ禍の間、以前のような形で開催できておりませんでした。再開に向け推進体制を検討しています。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
28	その他 (人権・同和教育参観日について)	中学校での人権・同和教育参観日の公開が道徳の授業内容ではなく、人権・同和教育の視点を入れた内容になることを希望します。	人権・同和教育参観日の公開授業は、道徳の公開であっても、人権・同和教育の視点を取り入れた内容となるよう学校に指導します。	④
29	その他 (職員研修について)	町職員の研修は毎年必須で行ってほしい。町内外においても人権の講座が開催されているが、両文化センターの研修を主にたくさん学んでほしい。	町職員対象の人権研修は、基本的に毎年実施していく予定です。両文化センターで開催される研修についても周知を行い、参加を呼びかけています。	④
30	その他 (インターネット上における差別動画の削除について)	この基本方針が実施されたら、鳥取ループによる琴浦町内の被差別部落を撮影し、インターネット上に公開している動画・記事が削除されることを強く要望します。	より強く実効性をあげるため近隣の市町と連携して要請行動を行うことを検討してきます。また、インターネットモニタリングを継続して行っていきます。	④
31	その他 (実施計画について)	全ての具体的な取り組み(実施計画)が計画で終わらないようにしていただきたいと切に願ひしています。	毎年、実施事業の取りまとめを行い、審議会に進捗状況を確認・評価いただき、PDCAサイクルで施策を推進してきます。	④
32	その他 (人権施策基本方針について)	この方針が広く町民に周知されより安心・安全に暮らしやすい琴浦町になることを切に願ひします。	今回、人権施策基本方針を改訂し、具体的な取り組み(実施計画)を策定しました。今後は、それぞれの取り組みを推進し、発展させ、全ての人の人権が尊重され誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいきます。町民への周知にも努めていきます。	④

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
33	その他 (人権・同和教育の記載 について)	<p>「人権・同和教育研修」という記載があります。これは、どういう意味で、どう位置付けられていますか？私は、同和という言葉で差別を受けた経験があり違和感がありますが、担当者の方は何も感じられませんか？同和对策事業、同和教育、同和問題、同和地区など行政用語が、住民には差別意識が根底にあって、私たちのことを同和・同和、同和のもんといっって差別用語として発せられてきました。目的に沿った正しい表現にしてください。差別用語にならないよう細心の注意を払ってください。</p>	<p>「同和」という言葉が差別用語にもなることは認識しております。そのため、できるだけそのような表現は使用しないようにしております。(例えば、同和問題ではなく部落問題、同和地区ではなく被差別部落と表現する等)</p> <p>その中で「人権・同和教育研修」を使用していることについてですが、平成22年に「琴浦町における人権教育」という文書を出し、部落問題がなお未解決の現実の問題であり、同和教育が人権教育に変わることにより「部落差別はなくなった」「部落問題を学習する必要はない」など部落問題に対する誤った認識が生まれることがないように、琴浦町では「人権教育」を「人権・同和教育」とすることとした経緯があります。</p> <p>文書の発出から、かなりの年月が経過していることから再度検討が必要になってきていると思います。今後、丁寧な説明や協議を行いながらより良い形を検討していきます。</p>	③

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
34	その他	<p>今回の案では、国の方針通り、人権に関する17の分野における各施策が、多寡はあれ網羅されていることは評価できる。この人権の17の分野において、その優先順位はないはずなのに、</p> <p>①そもそも課名が「人権・同和教育課」であること。</p> <p>②「琴浦町人権施策基本方針体系図」において(P5)「第2章 人権施策の推進方針」「2 人権・同和教育、啓発の推進」と「同和教育」だけが前面に出ている。(P7・8・9・第4章) おそらく、その根拠は「第1章 基本的な考え方」によるものと考えられる。しかしながら、「1 人権をめぐる社会の動き」「(1)国際的な取り組み」「(2)国内の取り組み」「(3)鳥取県の取り組み」において「人権・同和」を「並立」に論じる根拠は示されていない。「(4)本町(琴浦町)の取り組み」において、本町の人権施策が「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」(2004年)、「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」(2005年)、「同実施計画」(2007年)、「同実施計画」(2011年)「第2次計画」(2017年)というふうに「人権・同和」の「並立」施策が展開されてきた。</p>	<p>町人権施策基本方針では、各人権課題は町人権尊重の社会づくり条例に基づき、あらゆる人権課題に取り組み、全ての人の人権が尊重される社会づくりの実現をめざしてしています。</p> <p>その上で「人権・同和教育」という表記を使用している理由についてですが、琴浦町では、平成22年に「琴浦町における人権教育」という文書を出し、部落問題がなお未解決の現実の問題であり、同和教育が人権教育に変わることにより「部落差別はなくなった」「部落問題を学習する必要はない」など部落問題に対する誤った認識が生まれることがないように、琴浦町では「人権教育」を「人権・同和教育」とすることとした経緯があります。平成14年に同和对策特別措置法が終了し、当時は少なからず上記のような空気が社会の中にあっただけで、文書の作成の背景にはあると考えられます。</p> <p>文書の発出からかなりの時間が経過し、「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめ個別の人権課題の法律が次々に制定され、社会の状況も変化し、町の条例も新しくなる中で、内容について一度も議論がされていないのは、行政の怠慢として反省するべきことと認識しております。</p>	③



件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
34	その他 (人権・同和教育の記載 について) 続き	<p>これは、条文に「現存する部落差別をはじめ、・・・」(同条例第1条)という書き出しに示されていたように、琴浦町においては「人権・同和」が「並立」されていた。これは「国際」・「国内」・「県内」の取り組みからすれば、琴浦町独自の取り組みと言わざるを得ない。例えば、いうまでもなく、人間が生まれて先ずは「性別」が認識されるように、昔からこの「男女の人権」については、国内で言えば、仏教の「法華経」の伝来で「来世は男女平等」ということから当時の女性にもてはやされ、戦国時代以降では「キリスト教」の伝来で「神のもとに男女平等」ということで女性に受け入れられた。それは「女性の人権」が軽んじられた背景があったからである。また近世では「学問」「参政権」「職業」等々「男女平等」を求める運動がなされてきた。これらは鳥取県内でも同様である(『とっとり女性史』〈2006年〉に詳しい)。しかし、人間が生まれて最初の「区別」から来るところの「女性の人権」は、この「琴浦町の取り組み」には一言も触れられていないのである。「同和」だけが顕在化されて語られていても、である。</p>	<p>(続き) 今後、丁寧な説明や協議を行いながら表記について検討していきます。 差別事象等対応マニュアルについては、これまで何度か改定を重ねてきておりますが、ご意見も参考にしながら必要に応じて見直しを行ってまいります。 人権課題は実にさまざまな課題があり、女性差別、障がいのある人への差別など他国とも共通した課題もありますが、その国々の歴史的背景等に由来する固有の課題もあります。日本でいえば、部落問題、在日韓国・朝鮮人の問題・アイヌ民族の問題などが該当します。そのことを踏まえたくらうで取り組むことは必要と考えます。 冒頭にも申し上げましたが、あらゆる人権課題について、一人ひとりが自分のこととして考え、互いの多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重される社会づくりの実現に向け取り組んでいきます。</p>	

件数	琴浦町人権施策実施計画 (案) ページ 及び人権分野	パブリックコメントで提出された意見	琴浦町人権施策基本方針改訂(案)への反映状況等	対応 方針
34	その他 (人権・同和教育の記載 について) 続き	<p>このことは、日本がいまだに「ジェンダーフリー」が進まない、先進国中でも下位グループに低迷していることの現れと言ってもよい。「人権」施策においてでさえ、である。何もここで「男女共同参画」を前面にというつもりはない。ただこのことも含め、「同和」以外の16の人権課題が琴浦町では「人権・同和」と「並立」されていたことから、それらを改めるべく「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」(2021年)が制定されたはずである。にもかかわらず、先に挙げた①②のように、琴浦町では、「条例」が変わり、「17の人権課題」が提示されながら、従前の「人権・同和」が「並立」だとする施策、「同和問題をはじめとする・・・」の考え方のままである。同様に「差別事象対応マニュアル(職員向け)」(2023年改訂)にしても、再考を要する。また、「差別事象」に類する人権的なものとして「各種ハラスメント」の対応も必要である。「第1章 基本的な考え方」～「1 人権をめぐる社会の動き」～「(4)本町(琴浦町)の取り組み」は、その「基本的な考え方」を精査すべきである。</p>		

# 特色ある学びを支えるきめ細やかな教育環境の充実を図ります

令和6年度 教育総務課

## 多様な教育ニーズに応じた支援体制の充実

- ・ **少人数学級の実現【拡】**  
30人学級（小学校5年生まで） 6,000千円
- ・ **不登校児童生徒の居場所づくり【拡】**  
フリースクール利用料助成拡充 2,400千円
- ・ **外国人児童生徒等へのきめ細かな支援体制**  
母語支援や学習支援のための職員配置 5名
- ・ **一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育**

## 教職員の働き方改革

- ・ **教職員の安全衛生管理の充実【新】**  
教職員対象ストレスチェックの実施  
長時間勤務者の医師による面談体制整備
- ・ **教職員の業務効率化【新】**  
自動採点システムを中学校に導入 231千円

## 施設設備の整備

- ・ **学校施設整備計画に基づくエアコン更新**
- ・ **点検に基づく計画的な修繕等の実施**
- ・ **学校給食センター施設設備の更新【新】**  
厨房機器の更新計画による整備 47,606千円  
調理室内床補修工事 14,300千円

## 地域とともにある学校づくり

- ・ **独自のふるさと教育を推進【拡】**  
各校提案による地域を題材とした教育実践 1,500千円
- ・ **中学校部活動の地域連携促進【拡】**  
部活動指導員、外部指導者の配置増
- ・ **コミュニティ・スクールの運営支援**  
地域と学校の連携に関する先進地視察

## グローバル人材の育成

- ・ **台湾との中学生相互派遣交流【新】**  
台中市日南中学校生徒との相互交流事業 3,000千円
- ・ **小中学校英語教育の推進**  
英語指導に関する小学校と中学校との連携強化  
小中学校へのALT継続配置

## ICT活用教育の推進

- ・ **教科書改訂に伴うデジタル教科書等の整備**
- ・ **ICT支援員の配置による活用促進【拡】**  
より柔軟な対応に向けて町雇用職員を学校に配置
- ・ **児童生徒用端末更新計画の検討【新】**  
令和7年度の更新に向けて共同調達を含め検討

# ～共に学び、人を育て、つながる地域づくりを進めます～

R6年度 社会教育課

## 1.生涯にわたる学びの推進

- 生涯学習の推進
  - ・時代のニーズを踏まえた教養講座〔1,122千円〕
  - ・世代に応じた学びの機会の提供
- 自立した学習を支援する図書館サービスの充実
  - ・第3次子ども読書活動推進計画の取り組み推進
  - ・学校・地域と連携した図書サービスの充実
  - ・読書に障がいのある人へのサービス〔139千円〕
- 学びの環境整備
  - ・生涯学習センター 空調改修工事【新規】〔500,000千円〕
  - 地下駐車場消防設備修繕【新規】〔100,000千円〕
  - エレベーターの耐震化【新規】〔21,715千円〕等

## 2.公民館を基軸とした地域づくり

- 地区ごとの社会教育推進と地域づくり活動の基盤づくり
  - 公民館による「学び、つながる」社会教育活動の充実を進めるとともに、地区ごとの実態に応じて、地域住民による地域振興や地域課題の解決といった地域づくり活動の基盤をつくる
- 旧安田小学校の改修【新規】〔157,624千円〕
  - 安田地区のコミュニティ活動の拠点となる施設改修と公民館の移転に向けた準備
- ふなのえこども園・成美地区公民館の移転【新規】
  - R7年3月に完成予定の施設開館に向けた準備
- 旧以西小学校の改修準備【新規】
  - 地域の活動拠点となる施設の改修に向けた準備

## 3.心身の健康増進を図るスポーツ振興と利用しやすい環境整備

- 東伯総合公園サッカー場改修【新規】（R6照明、R7人工芝）
- 町民の健康づくりや運動の拠点である東伯総合公園や赤碕総合運動公園等の維持管理と環境整備【拡充】〔400,643千円〕
  - 赤碕運動公園テニス場、野球場照明、卓球台購入ほか
- 若年層や働き盛り世代の体力づくり（スポーツ少年団、スポーツ教室、トレーニングルーム等）

## 4.ねんりんピック鳥取大会の成功

- 2024ねんりんピック鳥取大会（ソフトボール競技）の成功【拡充】〔 千円〕
- ねんりんピック会場の整備【拡充】〔14,729千円〕
  - 樹木伐採、焼却炉撤去、多目的広場整備ほか

## 5.豊かな情操を育む文化芸術の振興

- 文化芸術団体への支援〔2,530千円〕
  - 団体の発表機会や町民の芸術に触れる機会の提供など
- 文化振興財団連携事業【拡充】〔399千円〕
  - 文化振興財団とのパートナー協定と琴浦町誕生20周年を記念したイベントの実施

## 6.文化財の保存と活用

- 国特別史跡斎尾廃寺跡公有地化〔1,694千円〕
  - R5に国追加指定となった指定地の買い上げ
- 国特別史跡斎尾廃寺跡発掘調査〔3,970千円〕
  - 史跡の現況確認と今後の史跡整備に向けた発掘調査の継続
- 文化財マップの制作【新規】〔242千円〕

## 令和6年度 人権・同和教育課のミッション

【一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり】

### 人権施策基本方針（実施計画）に基づく教育・啓発

あらゆる人権課題の解消（解決）を図るための教育及び啓発を行う。

#### ■人権施策基本方針（実施計画）に基づく分野別施策（17分野）の推進と検証。

- ・人権課題の解決、再発防止の教育及び啓発を行う。

#### ■人権フェスティバル

- ・人権講演、人権啓発パネル展示、人権作文（事例発表）等により、町民の人権意識の高揚を図る。

#### ■各文化センターの運営（隣保館・児童館）

- ・あらゆる人権教育の学習。
- ・小・中学校学習会で故郷の歴史を学び、人権尊重における町の担い手を育成する。

### 町民（企業等）と町との協働を推進

#### ■人権・同和教育推進協議会

- ・学校・園部会、行政部会、企業部会、社会教育部会、福祉部会による人権教育活動。
- ・人権課題に対応できるよう各種研修に参加し、学習することにより、課題解決が図れるよう見識を深める。

#### ■人権・同和教育部落懇談会

- ・町職員と各部落（町民）が協働して人権学習を行い、課題解決に向け共通認識をもち、誰もが安心・安全に暮らせる町づくりを目指す。
- ・推進体制の充実

#### ■人権・同和教育に関する「意識調査」の実施

- ・これまでの人権・同和教育の取組の成果と課題を明らかにし、今後のより効果的な人権・同和教育の推進を町民と協働して図る。